各介護サービス事業所・施設管理者 様

世田谷区高齢福祉部長 長岡 光春

緊急事態宣言を踏まえた介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から世田谷区の高齢福祉行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。 これまで区では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、社会的検査(PCR検査)の実施をはじめ各種施策の実施に取り組むととともに、国の通知等に基づき、 事業運営にあたり、感染予防対策を徹底していただくようFAX情報便や区のホームページを通じてお願いしてまいりました。

この間の感染状況に鑑み、7月8日(木)に国による緊急事態宣言が発出され、7月12日(月)から8月22日(日)までの期間について、東京都による緊急事態措置等が適用されます。

これを受けまして、世田谷区内の介護サービス事業所・施設におかれましては、下記のとおり対応していただくようお願いいたします。

なお、区としても各種対策を講じることにより、必要なサービスの提供体制を維持できるよう、各施設・サービス事業所とともに取り組んでまいります。

記

- 1 緊急事態宣言を踏まえた対応について 感染防止対策を再徹底したうえで、施設等の運営を継続してください。
- 2 世田谷区の社会的検査(PCR検査)の受検について

昨年10月より開始した社会的検査につきましては、現在、「定期検査」「随時検査」「スクリーニング検査」として実施しており、令和3年6月末時点で、高齢者へ介護等サービス提供する事業所や施設においては、延べ約1,500か所の事業所・施設において、約23,000件の検査実績を積み重ねています。社会的検査については、令和3年9月まで引き続き実施しております。

これまでに受検された施設において、陽性者が発生した施設も含め、早期の対応により、より早い復旧が図れたとの声もいただいております。感染を未然に防ぎ重症化等の抑制に向けて積極的に受検をしていただきますよう要請いたします。

【世田谷区ホームページ】介護事業所等を対象としたPCR検査(社会的検査)の実施について 目次から探す→福祉・健康→健康・保健・衛生→健康危機管理→新型コロナウイルス感染症 →介護事業所等を対象としたPCR検査(社会的検査)について

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/31211/d00188032.html

3 感染防止対策の再徹底について

各事業所におかれましては、感染防止対策を徹底の上、サービス提供をいただいているところですが、改めて以下の内容につきましてご確認ください。

新型コロナウイルス関連の介護事業所向けの情報については、区ホームページ「介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ」(下記四角囲みの【世田谷区ホームページ】)で周知しております。「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点に

ついて」や「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等について」等の資料を 掲載し、内容について随時更新していますので、情報をご確認のうえ、職員・利用者の 検温、消毒及び換気などの感染防止策の再確認・再徹底をお願いします。また、感染拡 大防止対策として、利用者ごとの担当職員を固定するなど人員配置に対して配慮を行う、 職員同士の休憩時間や更衣室等での接触を極力避けるなどの取り組みも効果的であると 考えております。

下記の区ホームページでは、感染対策研修の動画配信のご案内も掲載しています。対策には基本的な知識が大変重要です。職員や施設関係者など多くの方の視聴、活用を図っていただければ幸いです。

【世田谷区ホームページ】介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

|目次から探す||⇒|福祉・健康||⇒||高齢・介護||⇒||介護保険事業者向け情報||⇒

介護保険事業者向け新型コロナウイルスに関するお知らせ

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/010/002/d00184375.html

4 陽性者が発生した事業所・施設への支援

- ・東京都が実施する「サービス提供体制確保事業」等の活用により、消毒・清掃費用や衛生用品の購入費用、職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保のための割増賃金・手当・旅費・宿泊費等、サービス提供体制確保に必要な費用等について補助を行います。詳細については東京都ホームページをご確認いただき、申請等の漏れがないようご注意ください。
- ・東京都の「サービス提供体制確保事業」では、陽性者が発生し職員が不足した施設・事業所へ応援職員の派遣を行った場合に、応援派遣する職員の割増賃金・手当・旅費・宿泊費等について、職員を派遣した施設・事業所に対して補助を行います。(同一法人内事業所への応援派遣を含む)
- ・「世田谷区高齢者・障害者施設等支援事業」では、陽性者発生時の施設支援金及び職員 派遣支援金として、東京都補助金の上限額を超えるかかり増し経費について、補助を 行います。詳細についてはあらためてお知らせいたしますので、もうしばらくお待ち ください。

【東京都ホームページ】サービス提供体制確保事業

<訪問系事業所、通所系事業所、短期入所系事業所、認知症対応型共同生活介護> https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/servicekakuho.html

<介護施設等(介護老人福祉施設、介護老人保健施設等)>

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/shisetu/servicekakuho.html

5 感染症対策アドバイザーの派遣について

利用者及び職員等が新型コロナウイルス感染症にり患又は濃厚接触者が発生した場合に、クラスター発生予防対策及び業務継続・再開等に関し、アドバイザーである医師または感染管理認定看護師から現場で具体的な助言を受けることができます(メール、電話での相談も可)。施設の実情に合わせた飛沫飛散防止の方法などにご活用ください。

【問合せ先】①特別養護老人ホーム及び介護事業所以外の高齢者施設

高齢福祉課事業担当(運営) 電話 03-5432-2412

②介護保険サービス事業所・施設(①の施設を除く)

介護保険課事業者支援担当 電話 03-5432-2884